## 航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

#### 1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和 42 年空総第 130 号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

#### 2. 改正事項

### 〇移管情報の通報時期に係る規定の改正

管制処理能力向上のため、平成25年度にとりまとめられた航空交通管制部再編計画に基づき、管制部再編が実施されている。当該再編は、令和6年2月に西日本の再編が完了し、同年3月から順次、東日本の再編が開始される。東日本の再編にあたっては、首都圏空港を離着陸する高頻度、高密度の航空交通を取り扱うため、航空交通管制部の各セクターは細分化して設定される。このようなセクター構成においては、管制機関相互間で行われる航空機の移管情報の授受は、管轄区域に入域する15分前までに通報することとする現行の要件では、航空機からの高度変更要求等があった場合の調整が高頻度で発生し、当該要求等に迅速に対応できないおそれがある。

以上に鑑み、今般、<u>移管情報の通報時期の要件について、地域特性に応じ各管制機関</u>間の合意により別途定めることとする改正を行う。

## ○レーダー移送に係る規定の改正

航空機のレーダー識別を移管機関から継承機関へ移送すること(以下「レーダー移送」 という。)は、管制用システムの移送機能により実施することができるが、一部の情報については移送機能によらず管制機関相互間での口頭通報が必要とされている。

現在、管制用システムの性能向上により、移送機能で通報できる情報が多様化していることから、東日本の管制部再編にあたり、航空機の高度変更等に伴うレーダー移送をより迅速に行うことを可能とするため、移送機能で通報できる情報の要件について、地域特性に応じ各管制機関間の合意により別途定めることとする改正を行う。

#### 〇その他所要の改正(表現の修正等)

# 3. 今後のスケジュール

施行日:令和6年3月21日